鹿嶋志

下

和書門 類 九三二八 號 一〇七 函 一二 架 二 冊

内閣文庫 和書 類 九三二八 號 一七四 函 一二 架 二 冊

内閣文庫		
番號	和	9328
冊數	2 (2)	
函號	174	142

国立公文書館 National Archives of Japan

日本政府圖書
圖書局文庫
教部省文庫印
内 一〇二四五號

鹿嶋志下の巻

神官小傔仗平時鄰撰

〇鹿嶋の名義　文字の如く鹿の栖嶋ゆゑ名づけたるなるべし。鹿の縁あることは古事記にしるして（上巻并に神使又次の条にあり）、天よりては鹿嶋宮といひ、地にては豊鹿嶋宮と名付きしと風土記にもみえ（風土記に香嶋と書るは借字なり）、今現在に鹿のあまた群居りしても絢然なり。又一説に神の鎮りますと義にて神嶋の略言といひ、旧説に甕嶋なりなどいふはいかがあらん（甕島といへるは甕山の条に云ひ）、

〇霰零鹿嶋　風土記に風俗説云霰零香嶋之國。万葉集に霰零鹿嶋之崎また阿良礼布理可志麻能可美などよみて、後々の歌にしも地名のやうにあつかへるは、霰のふる音のかしましきをのなれど、霰零りしましといひかけたる枕詞なり。又万葉に霰零吉志美我高とあるもきしみかしましと通音なるをもていひかけたるにて。

吉志美我高ハ肥前國にありといへしくと詞林采葉抄冠辞考に
どりしも。

○御笠山　神宮のみなみの山をいへり。この山の姿蓋の貌に似られば山の形りよりて名づけしにや。山の中に御笠社あり。俗に甲宮といふ。大神の昔冠まへる甲を納めし處なりといひ傳へたり。平田氏の説に、甲ら冠るものなれば、いふよし御笠といひて、この御笠を藏しける山なれば御笠山ともいへるなるべしともいへり。〔大神天に還昇ありし時甲戈楯二の類を信太郡高来里に留めおかれしと風土記にあり。〕松杉の古木茂れる中に躑躅さへまじりて生ひ茂りて、三四月花盛の頃分入んりしは帰さは道も忘れぬべし。

○要石　ふるくは石の御坐といへり。地上に出たるところはいと小けれど、根深く埋れていくばくともしれぬ石なりとぞ。石頭まさしく凹く丸き石なり。

夫木集　光俊

たづねてもそこぞふかかる千早振山のかくれ石のみましと。同書に、此歌或抄云。光俊朝臣鹿嶋社にまうで侍るに、奥の御前とて不開の御殿より八二三町ばかり東の山の中に林しまして御殿まであるが、神官をよびて、これは平なる石の圓なるが二尺ばかりあるやあるとあれば、問侍るに、さる石ありとて、御殿のうしろの竹の中より埋もれ侍るを掘出でたり。此明神天より降りたまひし時、その石の上に坐禪せさせ給ひし石なり。万葉集に石の御座と云是なりとなん神官に語り侍る云云〔此こと万葉集になし。何に出たるにか。河海抄蜻蛉巻にハ尋りその歌の上句を尋ても今こそしらで引く神詠なり〕又此歌を一日に三反詠ぜん所へハ一日に一度神行あるべきよし中傳ありと承及しより、基重この詠を朝ごとに詠ぜし故にや、不思議に常陸に領地を所出来にけりとぞ。神道集に、山中石在郎大明神御思惟有處云云。詞林采葉抄に、鹿嶋明神金輪際より生出たる御座石を柱として藤の根まとく日に

三笠山
要石
水

松間よ躑躅多し
道路衢神

本國をさすなりと云々。神社啓蒙に。相傳曰神誓以石爲柱者石齋之際神明在也云々。神の始て現形ありし車跡を残して影向石とする由、神道名目類聚抄名所都鳥にみゆ さて其深きわめては神秘なれば知がたけれど。按に名義は要の石にてあらたるべき。要とは蟹眼に似し物の丸きをいふ称なれば圓石は義ともしたるべし。或説に神の石上に現じ給ひしより神見石の義なりともいへり、要と蟹眼とゆへる證は行宗集に。扇の要をとらのめ又かにのめとよみ。延暦儀式帳延喜式などに蟹眼釘といふ見えて。源平盛衰記に。忠度扇をぞ仕まひける蚊の目のきはしと御前へ聞えけるなどあるにて明らかなり。ゆるぐともよもやぬけじの要石鹿嶋の神のあらんかぎりはといへる歌は誰人のよみけんあまねく世俗の口なれし歌なり。鹿嶋問答にゆるぐとも抜けじとの歌は當社にありと云々、常陸國誌に。土人相傳有大魚圍繞日本首尾會於斯地。鹿嶋明神釘其首尾以貫之不得動搖。譬如扇柄得釘而堅固。此石卽釘也荒唐可笑云々。

○御手洗川　二町あまり山のおくにあり。水の色いと清らかなり底の砂れきまでも見えわたりて澄わたり。夏日は炎熱ころは殊更冷きこと氷のごとし。例傳記に。昔宮造のとき一夜のほどにおのづから涌出たりといへり。一説大神の天曲といふ弓にて堀出すともいへり　本朝俗諺志に。御手洗は山陰より涌清水なり。十間に二十間ばかりの池水清潔なり。此所にして垢離をとるにこの深きこと大人小人に限らず万人乳を過ず。當社不思議のひとつなりと云々。乳をも過ずとは例の俗説なり　御手洗は文字のごとく御手洗の義にて其の反なり。俗に上代日光の二王きたりて此水をぬまんとせしを。とらへて縛つけたりと諺ありて。かの手水邊に龍神の社あり。神前に鏡をかけたり。正しく守ますて。水盗すれども照らし見するよしなるべし。

奥の宮
大黒ノ社
衣服置所

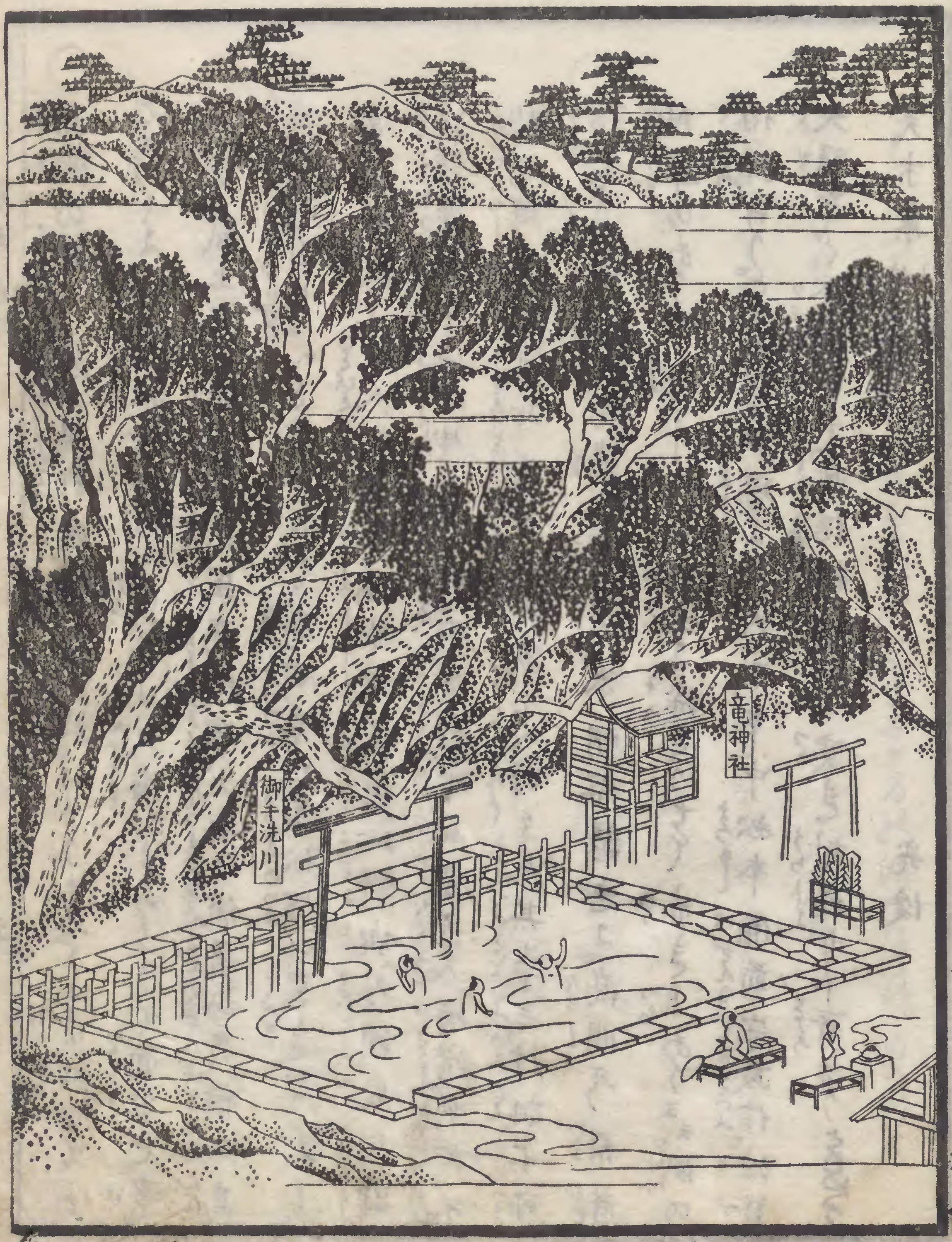
竜神社
御手洗川

○高間の原　東一里許海邉なり。此ほとりはすべて赤砂にてところどころに緑の小松むらだち向ひあり大海をまへにして面白き景色あり。風土記に。郡東二三里高松濱。大海之流著砂貝積成高丘松林自生云々とあるも此高間原ハ高松濱の畧言なるべし。

常陸國誌に。土人相傳鹿嶋明神常出此野與外國鬼相闘以群鹿為卒伍。明神獲利則群鹿競追。風塵直入海渚明神不利則群鹿毎耳却走直入大家。土人時々見其事云。怪誕不可信云。今に鬼塚とて高き塚あり。本朝俗諺志に。高間の原昔神軍のありし所にして其血土に染りて赤き土ありと云。例の俗説なり。さるに古戦場にて。大永年中松本備前守政信。津賀大膳など合戦有て。政信横鎗にて突れ討死せし所なりといふ

夫木集　續古今にも載　光俊

よそにみし袖やぬれなん常陸なる高間の浦の沖の白波

堀川百首　公實

春霞高間の浦をこぎ出ればほのかになりぬあまの釣舟

此歌今本志まの浦とあれど歌枕名寄所引高間浦とあるに拠。

○赤無川　高間の原にあり水上は岩間より涌出ていみじき瀧あり。二三町流行まゝに其末絶て失ぬ。俗説に。大神鬼退治の時御劔に附たる血を洗給んとて岩を穿給へば。水のわき流出と云傳へり。

○碁石濱　例傳記に。鹿嶋崎より東の荒海にして碁石多く寄せ来る礒浦あり。碁石濱となりけると云。（まさ大神此所にて外国の鬼と碁をうちたまひしなど云俗説あり）常陸碁石とて世に名高し。今もとれども美麗き小石此邉におほかり。碁石の出る濱としては外風土記の多珂郡。出雲風土記の嶋根郡など

鬼ヅカ
高間ヶ原
イタノ宮

鹿島浦
コイシ濱
ホナシ川

にみえたり。伊勢國鳥崎ハ西行法師の歌にあり。

○鹿嶋崎　東の大海をいひ又南のかた常陸下總の堺にいりたる入海をもいへり。万葉集長哥に、牡牛の三宅の潟にさし向ふ鹿嶋の崎に挾丹塗の小船を儲け玉纒の小梶繁貫。などよめるは常陸より下總へ渡るをりの歌なれど入海をよめるなり。東は絶海也俗に下津濱といふ。海邊漁家あまたあり。そこを下津村とよべり。諸人解除する時も濱下といひて此濱に下立て身滌をすれば下津といへるなるべし。

万葉集

霰降かしまの崎を浪たかみ過てやゆかん恋しきものを

夫木集　後九條内大臣

山もなくはるゝ湊の浪間より出る月見ぬ境ひなるらん

同　道因法師

よもすがら浅の松がえにかゝりてぞ鹿嶋が崎の月をみるかな

同　光俊

波よする松が崎にながめきて東のそらをまちいづる哉

同　鴨長明

浪かゝる梅やいづこと陸海このしま崎の松のいさり火

新後撰　為氏

海へたゞ我や寄らし霰降かしまの崎の鹿の塩風

哥枕名寄

塩ひかば人もかよはん浦よりの波のよるよるをみるべかりける

方与集 松葉集所引　頼政

夜舟こぐ沖にて聞ば常陸の海鹿嶋が崎に千鳥鳴なり

名所今哥集　　撝技直

こり塩のからやいそんをしらぬ鹿島が浦の秋の夜の月

同　　千蔭

夕波のおともかしまの浦風にこゑふきおくるちどりなくなり

同　　倭文子

霰ふるかしまの崎の荒磯によするなみだであはれしるらむ

鹿島なる浦の荒磯神さびて浪の音さへふけぬ日ぞなき

○角折濱　下津と海なげ濱づたひよく三里許北なり。こゝも角折村とて漁家あり。風土記に。角折濱謂古有大蛇欲通東海堀濱作穴蛇角折落因名或曰倭武天皇停宿此濱奉羞御膳時都無水即執鹿角堀地為其折所以名之云云。文正草子に文太を（後文正と名を改む）なかく足にまかせて行ほどにはるれたる（ママ）の礒とて（流布本つのをかと有は誤）塩やく浦にはなれけるも。悲しきなかにも面白くてんや心あらん人に見せばやと思ひつゞけゝるなかん。あき人ありし見せばやはれの塩やのきつい波のよるべを云。まこと塩竈一つをもたせぐらざれより文太塩やにつかへ賣ける。きるだをてとあらば文太が塩を心もよくかり人も色白く。此塩をつける人は病もなく命も長く心にかなふこともなりしと云。

○甕山　俗に瑞甕森といふ。下生村瑞甕山根本寺といふ寺の前なる田中にありて。ひさうなる塚に推木一株あるなれたるの先ぞの田地なれども年々田にまきて開きれなどもしらくかくはなれなるべし。正月八日祭禮あり。旧記に此日朝廷より勅使下りたまひ。伶人舞をまひ大平樂を奏し。諸神官幣帛を捧詞申し。甕山を廻るよし。はやくは見ゆれば今は勅使毎年下向ありしと云。

中昔よりゆゑありて（根本寺山内に勅使塚あり病死ありし勅使を葬むる處なりといへり）勅使を止られ、神官乃中勅使代をまうけられしとぞ。（惣大行事是也）これ祭今も根本寺山内にて執さるれど、祭式は形のみ存せり。

夫木集　　光俊

神さぶる荒垣ながら玉だれのこがめばかりぞまづ残りける。同書に此歌は鹿嶋なる小嶋は社頭より十町ばかりのきたく、今は陸地よりけぶかくなる嶋にありし時、その所に壺といふ物のまはりにありしが、なかば半ばかり埋もれてありしを、先達の僧に尋ねしに、是は神代よりぞ伝はれる壺にして、今に残れるよし申侍りしぞ身はけいまだもちて拝みし侍りしに、小甕ぞとたがひてよみ侍りぬる云々。例傳記に甕の有所ゆゑ甕嶋といへるを略して鹿嶋とよべるにて、後に郡郷の名ともなれるなりといへり。風土記に、昔努賀毗咩といへる處女ありしが、夜な夜な神来て婚をなし、遂に小蛇を産たりしかば、小蛇を甕に盛、壇を設けて安置しに、其後小蛇天に昇けると。盛たる甕は猶片岡村に留ありて、努賀毗咩の子孫社を立て祭を致しけるといへり。那賀郡の部に載て處違へれど、似よりたる事なれば考合すべし。

○大織冠鎌足社　下生村甕山の向ひなり。霜月廿八日祭礼あり。鎌足内臣の當國に生れ給へること、大鏡、同裏書、伊呂波字類抄、簾中抄、下学集、北條九代記、常陸國誌などに見えたり。（詞林采葉抄にいはく）一説

とぞ病頼おぼしましけるに依て、鹿島参詣の時、相撲国由井の郷に病おもひける夜霊夢を感じ年来所持しおはしける鎌を今の大蔵の松が岡に埋給ひけるより鎌倉郡といふとなり

には大和國高市郡の人といへり。旧記に鎌足と申せしは常陸國鹿嶋郡の人なり。本姓は大中臣の氏なり。推古天皇廿二年甲戌誕生す。俗姓もよろしからざりけり。二歳と申せし時、白狐来りて此子を

甕山
アイロコイロノ社

根本寺
鎌足社

ねがひけり。是をもて母行くみるに一の鎌の大三尺斗なるを此子に授くべしとありて此子とあるかせにまもりてなられ。天皇のかくれたるべしとひとし去ぬ。此子成人してられ狐の授し鎌にて草を刈に。思のごとくきれとりしねど此鎌が用なるをもちひて刈く来りぬざるほどに鎌子となん諱をいひける。皇極天皇の御宇に都へ上りて昇殿していみじかりけりと云。又鹿王阬如意宝珠記にも鎌足誕生の時野干鎌を含来るよしいへり。其鎌なりとて今に稲荷山正等寺の什物とせり。

○神の池　三里許南にありて廣大なる池なり。そのかみは安是湖といへる是なり。風土記に。鹿嶋郡若松浦。即常陸下總二國之堺。安是湖之所有。沙鐵造劔大利。然為香嶋之神山。不得輙入伐松穿鐵云々。若松浦は此邊より深芝村よりして五六里の間若松あまたおひ繁りて各其瑞まどかなる趣ありて面白き小松原なれば若松浦の名もしかくなりけん、

験記に。神の池は鹿嶋宮の池なり。寛永十八年大飢饉に此池より細き鳥縄のごとく。長四五尋ばかりの藻汀へ日夜寄来るゆゑ近邊はいふに及ばず遠方他國の物まで聞傳へ是を取。飯のかはりとなし或は汁に煮て。食の代に用ひ命を續けるも大神の御惠なりと諸人尊敬し奉りきと云。昔より池中に船を入ることを禁て。里人の魚など取時も筏に乗て物せることとぞ。再按上文阿是湖を神池といふは甚しき誤にて風土記に寒田池とあるが神池のことなるべくおぼゆ

○苅野橋　神池の邊をまさしく軽野といへり。風土記に委しからず、和名抄に鹿島郡軽野云々、万葉に。鹿嶋郡苅野橋別大伴卿とこそがよみしたる長歌に。軽野より舟出して下総海上をさして渡るよしを讀れど。されどそれ邊にありし橋なりきんとぞ。きのふの淵はけふの瀬となる習ひにて。いつしかまたくなりたる。

古来歌合　哥枕名寄所引　定圓

此山のうしろ砂山なり
神の池
水口村

若松の浦
此へんみな砂地まて小松多し

月影もすみまさりけんかしまなるより野の橋の秋の此頃風

明玉集　　衣笠内大臣

かしまなるかつのゝ橋れよしゝれハ思ひ乱まく恋や渡らん

○鹿嶋故城　鹿嶋三郎政幹 頼朝卿の命にて、鹿島惣追捕使となれりしこと、上巻流鏑馬の条にいへり。の子六郎宗幹始て築處なり。宗幹ハ讃州屋嶋合戦の時、義経乃先鋒にて討死す。其子時幹城主となれり。時幹より十二代の孫治時、天正年中佐竹氏のために殺されて城廃す。かくて鹿嶋氏滅亡しけるより、國分大膳次男左衛門胤光 千葉常胤支孫治時の外族なり。を立て惣大行事とせり。是古の惣追捕使の家なり。今猶存せり。委曲ハ常陸國誌に源平盛衰記。東鑑。鹿嶋氏世系等を引て記したり。鹿嶋城合戦の事ハ。鹿嶋治乱記。東國戦記などに見ゆ。今ハ城山とて其跡あり。慶安五年まではかの堀などあまた残りて

有しを。泰平の御世に用なしとて。大宮司則賓これか堀などを埋られき。新坂新町など云此時開けしなり。又大舟津より北に當りて峯あり。里人是を大掾でうといふ。常陸大掾平國香の城跡なりとぞ。

○浪逆海　大舟津の前より行方のめぐりをうけいへり。

万葉集

常陸なるなさかの海の玉藻こそひけばたえせんあどか絶せん

堀川百首　　顕仲

はるかなる浪逆の海に漕ちてみるめの舟にすゝむしらなみ

仙覚抄に。常陸の鹿嶋の崎と。下総の海上とのあはひより遠く入たる海あり。末ハ二流なり。風土記にハこれを流海とかけり。今の人ハ内の海となん申也。その海一流ハ北のうら鹿嶋郡。南ハかく行方郡との中に入たり。一流ハ北のうら行方郡と下総國

大船津
一の鳥居
鹿島城跡

古城跡
浪逆の海

の堺となし。信田郡茨城郡までいたり。しかるに此内の海塩ひたる時ハ波たゝるにさかのぼる。これが浪のさかのぼる義によりて。浪逆海とハよべるなりと云云。風土記に。香嶋郡ハ西流海。また行方郡東南并流海云云。

○加久良井岡　十町あまり西南のかたにあり。一面柴原にて樹木なし。後ハ鹿嶋野また千町の小田を見渡し。前ハ浪逆海に向ひ。十六嶋とよべる嶋々見えていと眺望よきところなり。岡の中央に天神社あり。これ岡中名ある所なるべけれどいまだ考えず。岡のまはりに布太邪久池とて廣き池あり。其あたり木暗く物すごき池にして。むかし大蛇すめりとて里人恐れて鈎することなし。池中蓴菜多かり。又布太邪久の一名隠井ともよべり。中山氏の説に。岡の名ハ加久良井もこれ隠井より出たる名にや

となり。俗説に昔鶴の居たる岡なりとて雀来の義とし。又鳥居にかけたる額の飛きたりて落たるより額来の義などいへるハ信がたし。額のことハすでに上巻神位の条にしるす。

○可多為橋　五町許西南御手洗川の末流。下川といへる川に渡せる小橋なり。俗説に癬疾橋といふ。昔要石の底をみんとて七日七夜掘らるゝにいよいよ深く知ざりしかば。其人神罰を蒙て身たちまち癬疾にかゝりて此橋を渡れるよしいへり。按ずるにこゝハ左右ハ田地前後ハ山にして。其中に渡せる橋なれば片田舎などいへるごとく片田居の橋の義とも也はや。

○潮来村　鹿嶋より西二里行方郡にして。淫肆有ていと繁昌なる地なり。潮来の字もとハ板来と書けるを。西山の君鹿嶋に潮宮上の巻にいへりありて。常陸の方言に潮をいたこといへる興あるとて。かく書改られしとかや。和名抄に。行方郡板来。今本坂に誤れり。風土記に。従是往南十里板来村。近臨海濱安置驛家。此謂板来

潮来
イタコ

加茂津
十二ノ橋

之驛云云。また浄見原天皇の御世。建借間命をして凶賊を撃亡さしむる所に。種属一時焚滅。此時痛殺所言今謂伊多久之郷云云。潮来曲といふハ世に名高し。また此邉近く加藤津の十二橋とて。加藤津村に橋を十二渡せる處あり。三河の八橋にいま四あまりなるもをかし。

潮来村の一条あるに載するよしなれど。他國より神宮にはうける道のかゝりして。諸人のよく知る處なれバ附録せし也。

○神領　風土記に。難波長柄豊前天皇御世。割下総國海上國造部内軽野以南一里。那賀國造部内寒田以北五里。別置神郡云云。延喜式に。常陸國鹿嶋等郡為神郡となしたまへて。古ハ鹿嶋郡すべて神領なりし。源頼朝卿より寄進せられしも。東鑑に。治承五年三月十二日。以常陸國塩濵大窪世谷等所々被奉寄鹿嶋社云云。又養和元年十月十二日。以常陸國橘郷令奉寄鹿嶋社云云。又文治三年十月廿九日。毎月御膳料として。當國奥郡にて籾百十石を寄奉られしことあり。また古文書に。建久三年三月。鹿嶋郡田谷明石逆戸須賀等。御祭料に寄進のこと有。後堀河院貞應二年の田數注文に。千百八十八町五反六十歩と記せり。古文書に。應安二年十月十三日。細川頼之伊佐郡平塚郷寄進。應永卅一年十月十日足利持氏真壁郡白井郷寄進。同卅二年三月下野國大内庄東田井郷神領のこと。永正十六年三月十四日小田左京大夫大枝郷下知のこと。また佐竹義久五百石寄進。慶長十年八月廿八日里見安房守忠義佐田村寄進等の事ありて。此外官符并大小名より朝夕御饌領。或ハ四季祭領。或ハ祝詞田。祈禱田など寄進の状。

神官の内是彼傳へもなくりされど今ハ其神領地なりと他領となりしぬ。志太三郎義廣、下河邉四郎政義、名手貞家等掠領せしより依りて鎌倉より度々沙汰有しと。東鑑にしるせり。その比よりもかゝる賊黨ハ有しなれバ。後々の乱世にハ掠領せしものを多かりけん。慶長の比天下を一統ましまして政府より神領御寄進ありしハ當時二千石なり。風土記に。神戸六十五烟 本八戸、難波天皇之世加奉五十戸、飛鳥浄見原大朝加奉九戸、合六十七戸、庚午年編戸、減二戸、令定六十五戸と 續紀に。天平宝字二年九月丁丑。常陸國鹿嶋神奴二百十八人便為神戸云。神護景雲元年四月庚子。故鹿嶋神賤男八十人女七十五人從良云云。宝亀四年六月丙午神賤一百五人旧の如く居住し。又良と婚姻すること前例に依よしみえ。同十一年十二月壬子。常陸國言脱漏神賤七百七十四人請編神戸許之云云。鹿嶋の北二里餘に神戸の原といふあり。この原に鹿島の鳥居を立らる、是昔此神戸ありしべし。神戸と神領の百姓をいへり。

○大洗礒前神社　十里餘北礒濱村に齋祭れり。文德實録に。齊衡三年十二月戊戌常陸國上言。鹿嶋郡大洗礒前有神新降。初郡民有煮海為塩者夜半望海光耀屬天。明日有両怪石見在水次。高各尺許體於神造非人間石。塩翁私異之去後一日亦有廿餘小石在向石左右似若侍坐。彩色非常或形沙門唯無耳目。時憑人云我是大奈母知少比古奈命也。昔造此國訖去往東海今為濟民更亦来帰と云。天安元年八月辛未在常陸國大洗礒前酒列礒前等神預官社。十月己卯在常陸國大洗礒前酒列礒前両神号薬師菩薩名神云云。神名帳に。常陸國鹿嶋郡大洗礒前薬師菩薩神社 名神大 那賀郡酒列礒前薬師菩薩神社 名神大 云云。玉勝間に。薬師とも

くすしと訓べし薬の神のよしなりかのやくしとは佛の名をとし
まつるはいとあしし。さて酒列礒前の社も此の二柱のうちを分て祭
れるなるべし。他神とは聞えども、まさに件の二社なれば一坐なれども。
さて此大洗礒前のあたりは、大かた十里ばかりほどはみな石
のすみ國なるを、今も年ごとに一夜のうちに此崎にちかの石のよる
を、正月の十六日に民ども取て常に用ゐるみなきくさるとなしとぞ。それ
此二柱神の然しめ給へる民のためとぞ傳へけるとかの國人
かたりけりとぞ云云。

○

新當流　大神ち皇國武術の祖神なれど上古より傳きこれる
兵法ありつるくは鹿島の太刀とのみぞいひ習へるを、後に新當流とな
づけたり。（塚原卜傳神託を蒙しと云神託のうち新當の字義あるをもて名付しとぞ）世にあしらる諸流はここに是より起
るといへり。天兒屋根命の孫國摩大鹿嶋命の後國摩真人

高間原に神壇を築て拜禱まつり、大神の教を蒙らせて神妙なる
一太刀の術を發揮し、父師霊の法則をたてて後世に傳へられしおもむき
當流起源傳にくはし。眞人の苗裔座主吉川氏あり。劍法六十八ケ
條いまに存しける。塚原卜傳といへるは世にきこえたる達人にて名
を高幹といへり。（坐主覚賢の二男にて鹿島塚原の里人塚原新左エ門尉某の養子となれり元亀二年三月十一日卒須賀村梅光寺に墓あり）千日の
間神宮に参拜して祈しに満参の期、夢中に神託を得て傳来せし
一太刀の妙理をさとりしとなり。又其ころ香取に飯篠長威といへる
あり。（名を家直といへり長享二年四月十五日卒）香取神宮にいのり託宣を蒙て鎗長刀の精妙
をさとり、長道具に達しけり。ともに心を合せてかくれなき武名を
震へり。卜傳諸國修行して京都義輝義昭両将軍に一太刀を
傳へ、伊勢に遊びて北畠具教、甲斐に至りて武田信玄等に遇
て秘術を説。かつ武田家の諸士あまた信服せり。家の臣山本勘介晴幸ら

殊にもぞれらう。甲陽軍鑑その外諸大将諸侍に對して兵法を講ず。さて國々巡行のをりハ百餘人の屬徒を具し。鷹を居させ馬をひかせてありきけるとぞ。凡真剱の仕合十九度。戦場に出ること三十七度。一度も不覚を取らず。疵一所も被らず。たゞ矢疵を被ること六所のミにて。立逢ふ敵を討取こと二百十二人なりとぞ。其後郷里にかへる。門人おほく。進めるなかにも。傑出たる輩ハ大祝部松岡兵庫助則方。江戸崎の浪士諸岡一羽。一羽の門人に根岸兎角、岩間小熊土子泥之助といふ三傑あり。兎角ハ微塵流の祖にして文禄二年小熊と兎角、江戸にてかたく死合の時。泥之助當宮に誓の願書を奉りてまくべきよしを祈しに兎角つひに負て逐電せし趣北条五代記に見ゆ。真壁城主真壁安藝守道無。同所郷士齋藤判官傳鬼等なり。傳鬼ハのちに一派をひらきて天流と称す。兵庫助則吉ハ柳営に拜謁して一太刀の妙術を傳へ奉りしに。御感ありて御宸筆を賜りき。この松岡氏ハ上古中古念流の兵法をつたへし家なり。豊臣大閤又加藤清正に剱法を授られし。下傳の男塚原

彦四郎朝秀といへる雄士なり。鹿島氏の被官松本備前守政信をよく當流に秀たり。戦場に出て晴なる首を取こと數度。首供養といふことを二度までしける人なりとぞ。十文字の鎌鎗に達しけり。有馬流新陰流の始祖なども政信の門人なりとぞ。瑞験記に。寛文年中坐主吉川直常下総神代村にて年来の第子に剱法の奥義傳授せし時。その内一人俄に狂乱し煩けるが。夢に汝觸穢の障あれバとて變ちて相傳ありがたしと。神託ありしよしを述たりといへるゆゑんあるべし。

○鹿嶋小差縄　安齋随筆小車錦に此名目いでし鹿嶋流に用る所の小差縄といふ事欽し推量して。大坪流の傳書とさだむるハ傳書にいへるにや。大坪流ともいふ鹿島流ともいひしなり。大坪道禅鹿嶋明神に祈りて馬術の妙を得し故なり。

右の如くなれば鹿嶋流の小差縄といふことまでもなし。貞丈按に。鹿嶋大明神も神代よりして武勇ありし故大將となり。日本の悪神どもを退治しまへり。中略然るに閻軍神と崇め奉り。弓馬武藝とくに此神に祈申事なり。古の縄何にもかまはず用ひて重寳なる縄なりてある故。褒美して鹿嶋の神の授たまひし意にて鹿嶋の小差縄と云なるべしと云。

○神作鞍鐙　本朝世事談綺に。明德應永の比。大坪左京亮は馬術妙なり。生國相州鎌倉の人なり。薙髪して道禪といふ。此人鹿島神宮を祈りて夢中に鞍鐙の曲尺を得たり。道禪のつくる處の鞍鐙を神作と称す。且遠方へ行といへども其鞍裂ず。その馬痛まず。将軍義滿公道禪が精妙を甚賞しまへり。馬術も大坪流とて專此流をよしとし。近世神作の神とあがむべき

て作の鞍作の鐙といひし云云。按に道禪の生國を相摸としたるは誤なり。伊勢鞍由来記に（伊勢加賀守貞直正長二年所記）道禪姓は藤原氏は大坪名は左京亮字直弟法名道禪。上総國海保郡大坪里人なりとぞいへり。又鹿島に詣で祈りしことなど悉しく記せり。

○鹿嶋立　詞林采葉抄に。或四夷の乱を靜め或異朝の敵を亡しまふ。專此神を先として諸神も進發しまひしとぞ申も。然ば神功皇后三韓を責させまひし時。鹿嶋香取両社は天の御札ふまへり。其銘曰東大神表矣。仍三月初巳日香取明神門出しまふ。午日鹿嶋につかまつりて両神ともに起まふ。今の世に旅の門出を鹿島立と申はこれ縁なりと云云。鹿島問答下学集。運歩色葉集。藻塩草。例傳記などにもいへり。師の相馬日記に。鹿島立とは旅路におもむく人。おぼえず鹿嶋の武甕槌

大神にまうづるわざとして首途をいはふなり。あるさやげり
なりし國を平和しまひし大神なれど。道のほどれ平なら
むねとのことをまうしたりしや。肥前風土記に。来目皇子将軍と
して新羅を伐たまふ時。経津主神をいはひ祭られしこともあり
てかしこき軍に出るをりもれしるしはなるべし。経津主神は武
甕槌神のまうしき御名なるよし古事記にみゆとや云云。万葉集
に。霰降鹿島の神を祈つゝ皇軍に我はきにしを。菟玖波集
に。救済法師。これぞこの旅のはじめのかしま立。

○鹿嶋躍 摂陽郡談。また世事談に。寛永の始諸國より疫病
あり常陸國鹿島神輿を出し所々に渡し萬民の疫難など
祈しめ其患を除因躍らしむ是則世俗のいふる鹿嶋躍なり
云云。それ遺風なるべし此躍今なほ世の中にも名高くされ
ど鹿島よりは出ざるべし。或書に。鹿嶋躍といふものありけるも
さぐくと拍をうちたる猛者なるべし。昔人の心猛き旨をしたる
時に作り出せし鄙曲なるらん。歌舞伎役者の朝夷義秀が
拵とて和田三男小林の朝夷だのさといふを語り猛者にて朝
夷といふ猛きものなりと自誇をするうたといへるにこそあれども。
うちたゞおやりさくと囃も哥の曲なりし。

○驛路鈴 正等寺の什物とぞ。扶桑見聞私記に。（これ後世の偽書なれど其さまを見知て書たるものとみゆれば引るのみ）大庭景義曰驛路鈴事出る所を知らず。神代より
相承ありし驛路鈴といふは何れ御代よりか鹿島神の宝
前に奉納有しを。其形柄香爐に似て其音高し。昔は彼鈴
を賜ひ朝敵退治の人持参し。彼鈴をもて軍兵を指揮し
ありといへり。能悪魔を降伏せしめありと云云。按に驛路鈴をいふに

驛路鈴

眉目鼻共皆置上彫也
長一尺一分

しく勅使國々の任に下る時鈴印とてかならず是を賜ふ驛路を鳴らし過るものなりされば昔神宮奉幣に下らるゝ勅使なども此故ありてこれ鈴のとゞまれるなるらん参東記に寛仁元年十月二日官符加署令度外記驛鈴東海道常陸國鹿嶋云々（伊勢大神宮の驛使神領の堺に入時は鈴の口を塞ぐ儀式帳にあり）そも〳〵此の鈴のことは孝徳紀改新詔に初て見え其さまを公式令續紀延喜式江家次第などに記したり蒹窓漫録に驛路鈴は鹿島正等寺の什物にして其長一尺一寸耳目口鼻皆具る甚古雅なりと云

○大宮司　家系に初祖を天兒屋根命十世孫臣狹山命御子狹山彦命なりとあり（臣狹山命は風土記にあり姓氏録などには續紀りしは意美佐夜麻と書て）姓を中臣鹿島連とし續紀に天平十八年三月常陸國鹿嶋郡中臣部二十烟占部五烟賜中臣鹿島連之姓同書宝亀十一年

十月。大宮司大宗に外従五位下を授られ。続後紀に。天長十
年四月。大宮司川上に外従五位下を賜ふよし見ゆ。延喜
式に。鹿島神宮司准従八位官以封戸物充之。同書鹿嶋奉
幣の条に。宮司當色一領。祢宜祝人別當色一領。雑給料絲
二十絇。類聚符宣抄に。太政官符式部省。従六位下大中臣
朝臣好香。右左大臣宣奉勅件人宜補任鹿嶋神宮司大中
臣兼相死闕之替者省宜承知依宣行符到奉行。天暦元年
七月十六日。また大政官符常陸國司。正六位上大中臣朝臣
元鑒。右去年十二月十三日補任鹿島宮司畢。國宜承知一事
已上依例令執行符到奉行。長保元年二月廿八日。又正六位
上大中臣朝臣公利。長保四年十二月十日補任。また正六位
上大中臣朝臣隆識。長和四年七月廿二日補任等の官符を載

たり。文正草子に。國中十六郡の内。鹿嶋大明神とて霊場
ましましける。かの宮の神主に大宮司と申人ありけるが。長者
にてぞましましける。四方に四萬の倉をたて七珍万寶のた
からみちみちて。一つ欠る事もなくいみじ。有家の数は
一萬八千軒あり。郎等に至るまでいふ事を知らず。女房たち
ならびのもの八百六十人あり。男子五人ともにいとうつくしく
藝能萬人にすぐれ給ひけり云云。此草子はいつはり物語なれども。やゝ
ふるき世に書けるものなり。

○卜部家　風土記に。卜氏種属男女集會云云。又神社周匝卜
氏居所云云。続紀にも占部五烟とみえたり。今も卜部家是彼
あり。旧記に正月四日御占祭。年の吉凶を占ふ。往古を朝廷に
奏奉る云云。延文元年の古文書に。天兒若木明神降臨之時

令隨逐卜在所社壇之傍連枝繁葉之栄經億載之星霜他社全無此種類仍社内奇瑞之随一也爰奉行神事之刻採用件木枝事多之所謂正月四日歳山御占并毎月廿七日吉凶御占及御物忌初任之時以彼木為薪焼亀甲就其験令撰補者也毎奇異之祭礼令用之處自去七月枯乾畢云云なりとみえたれど今これ儀式の絶たれバいとくちをしきわざなる。天香若木の舊跡ハ玉垣の内にありて。さて卜に葉若を用ゐるハ神代よりのことにして。古事記に。召天兒屋命布刀玉命而内抜天香山之真男鹿之肩抜而。取天香山之天波々迦而令占合麻迦那波而云云。とあるも此木の皮を燃し鹿の肩骨を灼て卜ひしなり。上代の卜ハ九て鹿の肩を用る例にて万葉に武藏野尓宇良敝可多也伎などもありされど鹿の卜ハいつしかやくより廃れて延喜式に凡年中御卜料波婆加木皮者御大和國有封社

令採進之。とあるハ波々可五枚なりとぞ。奥義抄に大和国當吹社より奉るとあり、和名抄に。朱櫻波々加一云迩波佐久良云云。和訓栞にハかにはざくらと同物ならんといへりとあるも同じ。埃嚢抄にハ合歓木とす。対馬年田氏の説によれバ今の名即樺なり。平倫大が説にハ、犬櫻に似て花さかぬ物のけり葉の赤き物なりといへり云

○

物忌　身潔齋して神に仕奉るの称なり。毎年正月七日の夜御戸開の神事の時正殿の御戸を開幣帛を納奉る。又去年の幣帛をバ取おろすなり。是を出納の役とのみよし例傳記にみえて。物忌を亀卜もて其職を定む。亀卜の次第ハ。神官れうち幼女の未だ経水を見ざる二人を撰て。百日れ神事ありて日數満るの時。二人の名を亀の甲に記し。正殿御石の間にて朝より夕に至るまで是を焼くに。神慮にかなふ女子亀の甲灼るとなし叶ざるハ焼失るなり。神道名目類聚抄。本朝俗諺志などにもみゆるが如し。亀ハ神宮澤といひて物忌身滌の池ありて卜

定のことをあやしく此邉に亀の群くるをかぞへ知らしめ、それを取て用ゆるなり。池のほとりに亀塚とて古より亀を埋る処あり、また物忌に定る時、擲擲擲針とりよのことなり。ちなみに神代紀に、伊弉諾尊陰取湯津爪櫛牽折其雄柱以為秉炬而見之。則膿沸虫流。今世人夜忌一片之火。又夜忌擲擲。此其縁也 中略 遂建絶妻之誓云云 東鑑に、今投擲之時取者骨肉皆変他人云云とみえあきらかにして男縁をたつことの誓なり。擲針を崇神紀に、男之弓弭調女之手末調などありて、女をも物縫ことにはばとされたる世のいとなみを絶ぬるよしなり。

延喜式に、鹿島奉幣の時、物忌には紫纈帛三丈、縹帛六尺、絹一疋、綿二屯を給しあり。東鑑に、治承五年二月廿八日志太三郎義廣濫悪掠領常陸國鹿島社領之由依聞食之一向可為御物忌沙汰之由被仰下云云、同書元暦元年十二月廿五日の係なき物忌家蔵の安元三年七月二日の下文なとにも、御物忌と崇めく書り。

○惣神官の沙汰　延喜式に、鹿島社宮司祢宜祝各一人物忌一人。日本逸史に、弘仁十一年八月甲子、令常陸國鹿島神社祝祢宜把笏云云。続後紀に承和三年十月香取の祢宜も鹿島に准て把笏を許されしことあり、旧記に、神官三百八十八人と記したれども、其後絶たる家などありて今はさもあらずなん。続後紀に、承和十二年秋七月丁卯、常陸國言依去年二月廿七日符補任鹿島大神宮権宮司、庶務之勤不異正任。而奉幣朝使只給正任當色、不給権任。祭禮之場同官異色。望請准據正任将預給例者聽之。立為恒例 権宮司は當時断絶、按に片岡神主とのみいふものあるべし。片岡は尾張権守信親の時、其子頼信房出家して親鸞上人の弟子となり、鳥栖村に無量寺と開基せし趣、和漢三才圖會にみゆ。今に片岡屋敷ありといふよしてかく佛心によりけん。又類聚国史に、天長二年中臣鹿島連貞忠願得度許之云云、東鑑に、元暦元年十二月廿五日、鹿

嶋社神主中臣親廣親盛等依召参上今日参宮中賜金銀禄物剰當社御寄進之地永停止地頭非法一向可令神主管領之旨被仰含。是日来捧御願書押丹祈給之処。去春之比現嚴重神變御之後。義仲朝臣伏誅。平内府又出一谷城郭敗北赴四國訖弥依催御信心今及此義同書に。元暦二年八月廿一日。鹿島社神主中臣親廣。与下河邉四郎政義。被召御前遂一决。是常陸国橘郷者被奉彼社領訖而政義以當国南郡惣地頭職。称在郡内押領件郷。令下譴責神主妻子剰可従所勘之由取祭文之旨。親廣訴申之政義雖伏頗失陳謝。為眼代等所為欤之由祢之仍停止向後濫妨任先例可令勤行神事之趣。神主蒙恩裁云云。これ親廣親盛等は大祢宜の遠祖なり。又同條に。宮介良景所領のことをもしるせり

祢宜祝の家宅は宮司をはじめおのおの宮邉に居住すれど。二三里又は四五里隔りたるそれぞれの村里にもあまたあり。例祭あるごとにまうのぼり集りて神事をつとむるなり。

○

神宮寺　類聚三代格太政官符に。去天平勝寶年中始建件寺承和四年預定額寺。中略件寺元宮司従五位下中臣鹿嶋連大宗。大領中臣連千徳等。與修行僧満願所建立也。今所有祢宜祝等是大宗之後也云云。また満願これ寺開基なれども建久二年の箱根山縁起。鹿島問答例傳記などにも詳なり。三代實録に。貞観十七年三月十七日。勅遣使者於常陸國鹿島神宮寺。施入幡三十四流。國司載帳永以相傳云云。東鑑に。建長二年八月一日。常陸國鹿嶋社神宮寺本尊令汗降給之由注申云云。什物に嵯峨天皇弘法大師両真筆の大般

若經（此寺の九泉の墨道れ私言とも記せり、）多宝塔大錫杖などあり。（常陸帯のことも、もとは此寺にありしが後に神庫にうつせりといふ。）末寺は百三十ヶ寺との外供僧とて古寺おほし。

○祭頭　毎年二月十五日常樂會の佛事神宮寺にて行なる。是を祭頭といふ。次第は晝夜二度なり。ゆへに晝のさまは上下村々の末寺等。右方左方と称し毎年順番に勤む。さて祭頭新発意となる甲冑を着、大將のよそほひして真先に進む。次に警固の武士陣笠を冠りいかめしく立連なる。次に軍卒等村印の旗をさゝげ、思ひ〳〵の装束をなして擂の棒を持ち、祭頭ひあ〳〵御利生や面白やと囃し、棒を一所に寄せてうち、太鼓をたゝき貝を吹き大神宮に詣で、夫より物申祢宜寺院などを廻りて神宮寺に囃し至る。夜に入りてはすべて神前に

あつまり楼門のうちにて舞臺をもうけ兒二人をして舞をまはしむ。然して又寺に集る。本堂の前に舞臺をもうけ、祭頭新発意篝を焼て兒の舞有。（兒二人は正等寺廣徳寺両寺より出せる役にて、正月晦日より寺中にこもり、昼夜社参し舞の稽古せり。）其時大宝竹二本を荷ひもち、群集の諸人手々に挑燈をさしあげ、本堂の四面をめぐりあるきて囃すなり。そも〳〵當日は釋迦如来滅日にて大神には何のよしみもなければ神宮においては更に関らず。されど晝のさまは蓋鹿島香取上古の神軍の事を形どりて常樂會に混合したるものとぞいふべし。或説に祭頭を柴燈とし、修験の柴燈護摩より出たる名なりといへり。宮中年毎の祭礼おほかれど、殊に此日は近國もさらなり遠き國々よりも語りつぎ聞傳ひて、諸人ところせきまで群集へり。

○寺院放逐　神宮寺其外の諸寺近き比までは神宮の四方

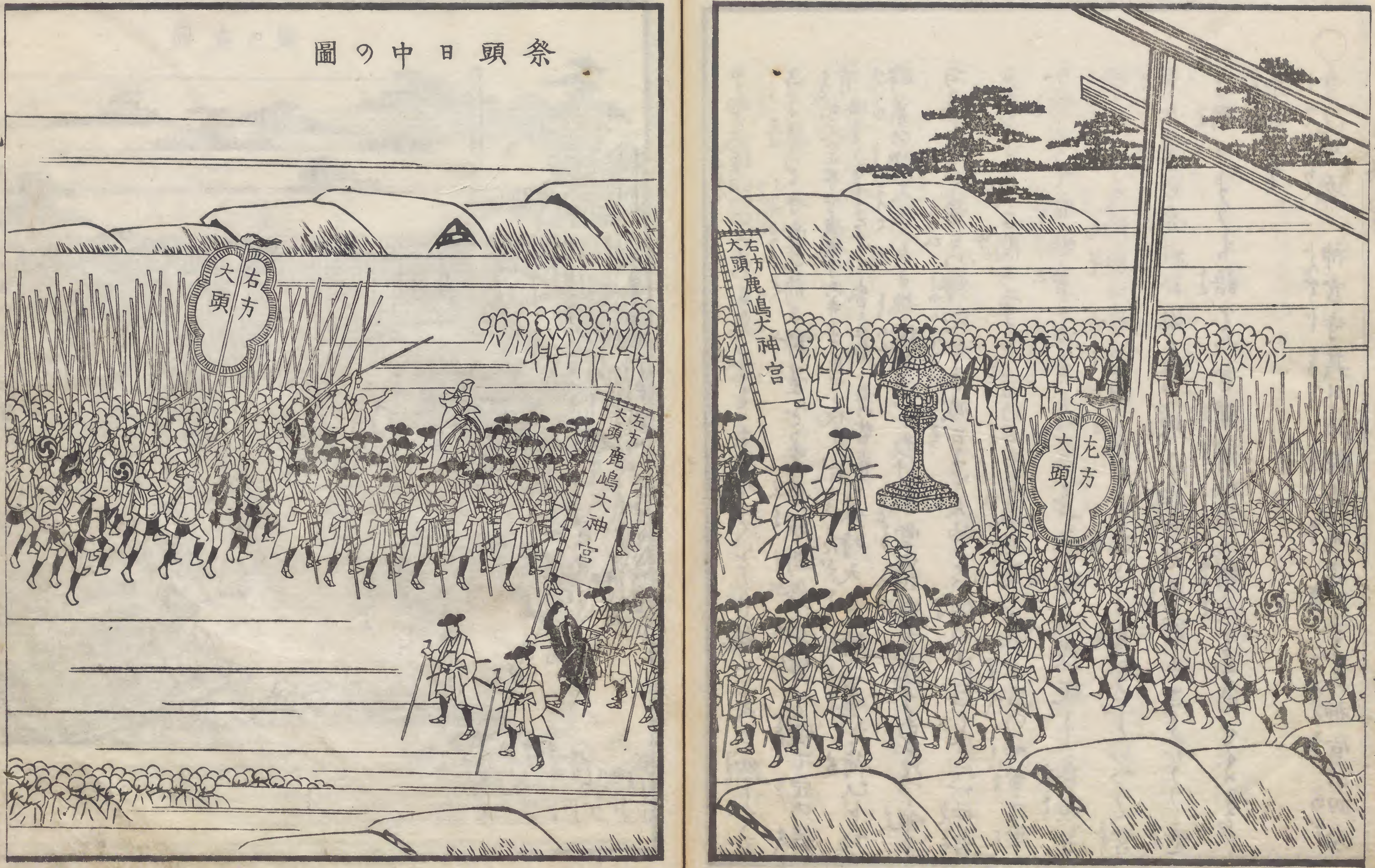

祭頭日中の圖

同夜の圖

神宮寺

に住居て堂塔を構へ。まゝ神前にも佛具など餝おきしを。
延寶五年大宮司中臣鹿島連則直かしこくも思ひ議りて。
寺院を所々に引移し。神前の佛具等ひとしく取拂られ。
大宮所ことごとく清淨になれるは。いと心もすゞしきことなり。

拾遺の部

◯神樂　天照大神天磐戸に閉居し時。猿女君の祖天鈿女命
真坂樹を鬘とし。蘿を手繦とし。竹葉飫憩木葉を手草とし。
又着鐸の矛を持。火處燒覆槽をふみとゞろかして俳優せしより起
て。（此趣古事記日本紀古語拾遺等にみえたり。）神の御心を和さめ奉るよしなり。さて神樂は日一日
夜二夜の間おこなはる。其式は神樂殿の前に青和幣白和幣木
綿垂など取懸。庭上にて庭燎をたき湯立をなし。又庭の四角に四
神をたてたり。（四神は青龍白虎朱雀玄武にて。こは異國よりつたはりしものなれど。中昔よりもはら用ひきたれり。されど朱雀は鶏を用ひ。白虎を白狐とせり。虎は御国に
なき物なれば狐にかへたるなるべし。玄武は亀なり。）神樂殿の内には神樂男等大鼓をうち笛をふき
鈴をとりつゝ舞の曲あり。そのとき祢宜祝御饌神酒を備へ奉りつゝ
祝詞をまうせり。神樂の名は或説に神樂の略語といひ。又岩戸がくれ
の畧言ともいへり。按にあらゆるものの捧物を千座の置座に置足は
してあそびしを。神の幣帛を納め神樂といへるなるべし。

◯不開殿　正殿をはじめ御扉を開奉ることなかりしなるべし。夫木集光
俊朝臣の歌の詞書にも不開の御殿とかけり。東鑑に。仁治二年二
月十二日常陸國鹿島社燒亡。但不開殿御殿奥御殿等者不
燒。當社垂跡以来未レ有二此災一之由古老之所二相謂一也云云。

◯狛犬　正殿の御戸の左右にもうけたり。これは神代紀に。火酢芹命
罪に伏して。吾子孫八十連汝の狗人とならんとのたまひて。今に至ま
で天皇の宮墻の傍を離れず。吠狗をして仕奉れりとみえたる。

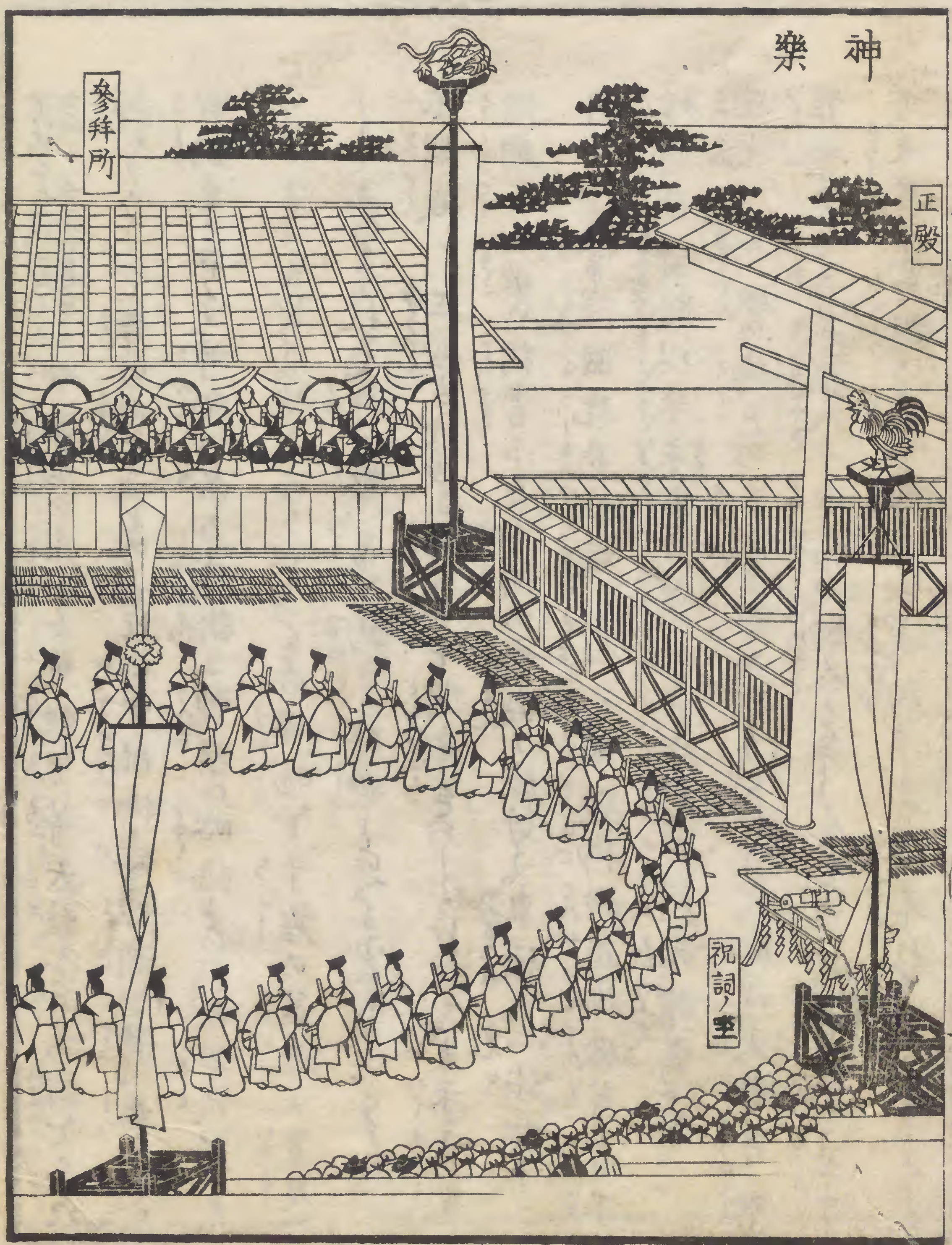
神楽
参拝所
正殿
祝詞ノ座

神楽殿
御饌殿

故事より始まれるにや。又ハ栄花物語に、大床子をとりて御帳の前のこまいぬ云云。御丁のそばの師子と為犬云云。枕草子に、御志りくひ師子狛犬云云。とミえ、和訓栞に、狛犬ハ唐書にいふ犬鋪のごとし。御簾の前におかれたる簾鎮と呼る是なり。神社にあるもまた同じことなるべし。

○樓門の四王　上巻にもいへるごとく、樓門なる四柱の像ハ、龍神なるべくまるいち八龍神のそのうちなり。俗にハ四王とよぶ。たけ高く厳しき木像なれバ、いくばくの年をや歴へけん、いと古くおそろしく朽てやせたり。又その龍神のかたへに縛られたるさまの像二柱あり。こハ昔日光の二王きこゆらく。御手洗川の水を盗まんとせしを、捕へて縛りしといへるハ土俗の諺なり。一説にかの縛られたるハ星神香々背男なりといへるもいかゞあらん。なほよくよくあるべきことなれど、いまだ考へず。

○校倉　寶倉二院ハ正殿の傍にあり。其はしらなきをもてなづく。校倉といふものにかはるなり。和名抄に、校倉ハ阿世久良云云。今昔物語、宇治拾遺などにも見ゆ。和訓栞に、あぜハ交の義なるべし。方なる木をうち違へて井楼の如くにくみあげて、木の角を外へあらはせり。故下學集にハ叉庫と書り。新猿樂記にも叉倉とぞ見ゆ云云といへるがごとし。いま大和の東大寺にむかしの校倉存せり。志貴山の画巻に校倉の圖見えたり。

○文庫　延寶三年大宮司則直文庫を建立して數多の神書を充て、かつ神官里人等まで雑書を納む。其後寶永二年清水法橋宗茂といへる人、文庫を再興して倭書一千部を納む。又柿本朝臣人麿の木像奉納あり。日野敦光朝臣の作なり。これ文庫と御饌殿の傍にありしを、享保十六年風雨はげしかりしかバ、松の古木倒ふして文

○庫破壊せりしよて書籍の類人麿の像等いま宝倉に納れり。

○車觸　むかしハ祢宜のうち卜部の家ありて年中の吉凶をトて朝廷に奏聞せしとぞ。その卜事の盛なりし趣ハ上の件卜部家の条にいへれバ見合て知べし。又土巻御藤の条日月祭の条などにもみえたる諺あると挙たりし。かゝる卜法も今ハ絶てうきふることゝなりしハ、今の世中に車觸と称へて年の吉凶をいひ何くれの虚言などいひて上代の風を偽りてはびこりつるまひへどの車觸とハ、いつはりの鹿島よりふれつに出るなど賎き乞食共のわざにぞありける。

○赤童子　小神野山廣徳寺に蔵せり。俗にこれを親鸞上人祈願ありて當宮参篭の時、ある夜夢に大神の現じ給へる御形をうつしとりて写奉りたる神像なりといへり。

○經石　御笠山のうちに埋たる所ありて、五六間許のあひだ小石お

ほくありが中に経文など書たる石あまたまじりたり。俗に親鸞上人の筆なりといひ傳へたれど、先年ある旅人此所より堀出せる銅脚の銘に、嘉吉三年癸寅奉納のよし記したり。

○弥勒謡　土俗のならひに物の祝ひなどあるとき、又ハ祈事ある日などまた時節によりて老婆等あまた集りて弥勒謡とて各声をあげて歌ひつゝ大鼓をうちて踊ありく。手を振て踊る貌いとをかしく中昔の風ともいへり。其謡にいはく、「よのなかハまんどまんどまだいみろくのふねがつゞいたアともへハいせとかすがなかハかしまのおやしろあいぐるやいきすとおりハこがねのおやしきにまのひかりでかゞやく
世中　方　却末
代　弥勒　般　継　艫　舳　伊勢　春日　中　鹿島
御社　尊　息　洲　御社　金　社　壇　歩　耀
うしろはきよひよねがみまへハめがめをがめござふねでかとどりハしまのかミへしろきよきくもたつよ
後　清　神　前　女瓶　男瓶　御坐　舟　香取
四十　御社　音　聞　尊　一　度　参　拝
金　三合　金　三合　及　無　米　三合
しそかねのきがつまかりよりねさんちゃらまびどざんねよよのさか

右二十二葉　岳亭八島定岡圖

まつりよなりごと（何事も成就）かなくすへひたち（常陸）かしま（鹿島）のうみぐ（神）」此外くさぐの謡あり。

○七不思議　一ツには要石石の根底かぎりなしといひ傳へ二ツには御手洗の水の深さ大人小児によらず乳をかぎりとす三ツには末無川流ゆくゑしれず水の行へしらず四ツには御藤の花によりて年の吉凶をさとし（この四條の訳はすでに上の件にくはしく記すが如し）五ツには海の音に浪のひゞき上の方に聞ゆる時は日和よろしく下の方にひゞく時は必ず雨降となり六ツには根あがりの松とて御山の内の松を伐る跡に伐かぶより芽の生出ることふたゝび伐ども枯ることなし七ツには松の箸更に脂いづることなし正月七日の間は太箸とていふ松の箸を作りて家毎に朝夕用ふることなし是は俗に七不思議といへり。

○七井戸　一ツには涼井宮下村にあり二ツには成井同所成井坂

にあり。三にハ筆柄井正等寺の西の谷にあり。四にハ清水井栗林の東にあり。五にハ保太井神野村にあり。六にハ廿府井下生村にあり。七にハ波左間井厨村の北にあり。いづれもたぐひなき清水也。親鸞上人稲田村に居られし時。其地水乏しきによりて。七井戸のうち一つを大神より授かりしといふ俗説。和漢三才圖會にしるせり。

○矢の根石　高間原にあり。矢の根のかたちしたる石なり。俗説に昔神軍のありし處なり。今に矢の根の殘れるよしいへり。此事俗説辨にくはしく辨じたり。

○洲濱の菓子　これ菓子ハ所の名物として賣る。土俗これをとふいふでんちゆうとよびならへり。太平記に鄰の字節用集に載。豆飴。酥漿。洲濱。等の字をもちゆ。又すはまなどとよめり。

洲濱の紋ハ諸家紋帳にもみえたり。さて菓子にまれ紋にまれその形洲濱のかたちを象れる名なりや。洲濱ハ今の嶋臺のたぐひなり。

○世弁解年塚　二里ばかり北神戸の原にあり。原の入口に鹿島の鳥居を立たり。鳥居の左右に祭れる神ハ豊磐牖櫛磐牖命にて御門の神の社なり。過し年里人この塚を堀りしとありしに。古三尺ばかりなる御影石に。鬼の頭に矢を貫けるかたちを鐫つけたるが埋れてありけるとぞ。これ異國降伏の鎮の塚なるべしと下生直義かたられき。旧記に宝亀十一年神郡に合戦ありて賊黨ことごとく亡し、其首どもあつめて一所に埋めこれを千人塚となづけしよしきこゆ。

○白鳥郷　和名抄に。鹿島郡白鳥郷とあれど今その名なし。旧記に中村より神戸の原までの間を白鳥郷といひしとぞ。風土記に。古老曰。伊久米天皇之世。有白鳥天飛来化為僮女夕上朝下摘石造池為其築堤徒積日月築壊不得作成僮女等こゝに哥あれど誤字ありて審ならず斯呂唱升天不復降来由此其所号白鳥郷云云

○青屋　六月廿一日大神に薄の箸をそなへ奉まつりて青屋の神事といふ。里人まで家ごとに薄のはしを用ひて、ささげ茄子瓜豆のたぐひの青き初物を食ことなし。俗のいひ傳に此日ハ神護景雲二年春日御遷幸の日にて、春日よりおはしますとき忽のことなれバ御饌の調度なども取あへず、ありあひたる薄の箸にて青物を供ぜられたるより起りて、その故事を傳へたるよしいへり。按にそのかみハさることもありけれバにや、伊勢の正殿の萱葺なるがごとく古風の質素なるを今に残して、かくれたるものをまつるにてもあるべし。

松屋高田先生及社中諸大人著述目録

言霊　松屋高田先生著　初編　百巻　近刻

此書ハ和語のかざりをあげて古言古語をとり證し、旧説をあげ、今按を加へられ、詞の注釈天下第一の書にして本文ハ袖中抄にならひ、いろは類字の目録一通、まさしき国の韻府なれ体にせられたる目録一通、まさに藻塩草なれ体に部類をもうけられたる目録一通をそへられたれバ和語活用自在となる大成の書にして、初編ハ五冊十冊づつつぎつぎ刊行す、初編にあらざるものハ編をつぎて出るまでまたれんこと。

擁書漫筆　同著　四巻　已行

何くれの考を書とめおかれたる随筆なり

十六夜日記残月抄　同著　三巻　已行

阿佛尼の紀行の注釈なり

神祇稱號考　同著　十巻　写本

某侯の仰にて神祇の名目を考られしものにして明神、権現、宮、社、神位階、惣社、一宮

鹿嶋日記　同著　一巻　已行
鳥居、祭祀に何くれと神道にあづかりたることは明釈して、神道家必用の書也、
下総取手より佐原香取より、鹿嶋、銚子太田、成田などの紀行也

衣手日記　同著　二巻　近刻
佐原、鹿嶋、水戸、太田、棚倉、白川、平潟、土浦、などめぐられし紀行也

簗井日記　同著　一巻　写本
武蔵玉川より相模の簗井とめぐられし日記也

松屋筆記　同著　五十巻　写本
何くれの事をしるされし随筆也

夫木工師抄　同著　卅巻　写本
夫木抄の詞をぬき出し、初句、結句、または姓名、地名など類をわかちて、捜索の便にせられし書也、

賀茂真淵翁家傳　同著　一巻　已行
古学の祖賀茂県主真淵大人の伝をしるし、肖像をもそへられたり、

吉野日記　同著　二巻　未刻
甲州路より冨士の吉田をへて、東海道伊勢京都大坂をめぐり、吉野の花を見て木曽路をくだられし紀行也、

棟梁集　同著　一巻　已行
和文集也、さまざまの考をまじへて文かくに則ともなるべき書也、中に隅田川の橋、文臺三社託宣、などの説あり

隅田川御覧記　同著　一巻　写本
尊澄親王隅田川御覧の時、御供に従ておそくまゐられし記也、中に説多の考あり、

俳諧歌論　同著　二巻　已行
俳諧の歌よりはじめくはしく論じられたる書也、中に楽の事、六義の事、などの考あり、

松屋叢話　同著　二巻　已行
何くれの事考へられし随筆也、

勧善録　同著　三巻　已行
忠孝貞節人の時迹をしるされし書也

積徳叢談　同著　一巻　已行
陰徳の物語をしるされし書也

曽我日記 同著 一巻 写本
箱根の湯あミより、曽我の旧跡をめぐられし紀行也、

樂章類語抄 同著 五巻 已行
東遊、大和、神楽、催馬楽、風俗の古本を校合せられし書也、

墓相小言 同著 一巻 已行
墓相或問、墓相制式、などを集められし中より肝要なる所を抄出して世にあらはされし書也、

玉川日記 同著 一巻 写本
武蔵の世田谷、稲毛、影向寺、杉田などめぐられし紀行也、

国鎮記 同著 一巻 已行
諸国の富士と名つけし山の由来を記されし書也

さゝし舟 村田春海大人作 松屋高田大人著注 二巻 已行

干菓畜考 松屋高田大人著 一巻 写本
菓子の図をうつしはして考証せられし書也

嵯峨天皇崩日山陵考 同著 一巻 写本
某侯の作までをたづねせられし書也

五社祭日考 同著 一巻 写本
某侯の依頼によりて金毘羅、北野天神、住吉、熱田、鹿嶋、などの祭日をも考へ定めて、まゐらせられし書也、

金毘羅考 同著 一巻 写本
金毘羅権現の縁起を考へあらはされし書也

縁山霊寶珠縁起 同著 一巻 写本
三縁山増上寺安置の佛牙舎利、能化生、などの縁起也、

武州高幡不動縁起 同著 一巻 已行
武州多摩郡府中の南なる、高畑村の古跡、異説の不動の縁起也、

群書搜索目録 同著 千五百巻 写本
大八古書をも抄出して、ことごとく伊呂波字の次第に部類し、捜索の便に備へられし書なり、

初句類句 同著 廿五巻 写本
ふるく五句とてある八二の句、三の句、五の句のこと、古今新句八四の句のこと、その初句新句八、古今類句にも初句をも新字ならしめられし書也、

纂京集校本　橋本好秋大人著　一巻已行

太田道灌翁の家集を校合せられし之

年中行事略　同著　一枚已行

歌の題によむべき年中行事の由来を略記し詞書をあげられし也

千鳥の跡　中臣親満大人著　一巻已行

色紙短冊懐紙絵書の式并に古人筆とる人の古実をあつめられし之、

松陰随筆　鈴木基之大人著　一巻已行

何くれのおもしろき随筆之

鹿嶋志　北條時鄰大人著　二巻已行

鹿嶋大神宮の由来末社名所旧跡、おのおのそのよしを考へあらはされし也

武田信玄百首　大小澤啓行大人校　一巻已行

武田晴信朝臣自筆の百首和歌を写し、はじめは高田大人の採られしを依とゝのへられたり、

日本紀竟宴歌注　猿渡盛章大人著　二巻近刻

日本紀竟宴の歌の様なるを抄て注釈をくはへられたり

三餘叢談　柳屋宣昭大人著　一巻已行

何くれのおもしろき随筆之

他阿上人家集標注　慧光上人著　三巻近刻

遊行第二祖他阿上人の家集を注釈せられたり

佛國禅師家集標注　藤原資重大人著　一巻已行

佛国禅師の家集を校合して注釈せられたり

曽叙呂期登　同著　二巻写本

和字歌字のすがたについて記されし物語之

古事記小言　同著　三巻写本

古事記伝の誤を論じ浅きる説を注釈せられしなり

更級日記解　同著　四巻写本

更級日記の注釈之

文政六年十二月

東都書林

浅草新寺町

和泉屋庄次郎

文政六年九月
廣嶋宮中
小儛仗蔵版

日本政府圖書
圖書局文庫

国立公文書館
National Archives of Japan